平成27年3月31日規則第14号

改正

平成27年12月28日規則第42号 平成28年4月1日規則第29号 平成28年9月30日規則第34号 平成29年4月1日規則第19号 令和元年10月1日規則第11号 令和2年6月5日規則第26号

敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成 27年敦賀市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」 という。)において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

- 第3条 条例第2条及び附則第2条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 法第19条第1項第1号に該当するもの(特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたとき の利用者負担額) 0円
  - (2) 法第19条第1項第2号に該当するもの(特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたとき の利用者負担額) 0円
  - (3) 法第19条第1項第3号に該当するもの(特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたとき の利用者負担額) 別表第1に定める額

(月途中の入退園等に係る利用者負担額)

第4条 月途中の入退園等に係る当該月の利用者負担額は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業を行う事業所(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。) で教育又は保育を受けた子どもの区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額(その 額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

- (1) 教育を受けた子ども及び保育を受けた子ども(常態的に土曜日を閉園等する特定教育・保育施設等で教育又は保育を受けた子どもに限る。)
  - ア 月途中入園等 当月利用者負担額×月途中入園等日からの開園等日数(20日を超える場合は、20日)÷20日
  - イ 月途中退園等 当月利用者負担額×月途中退園等日の前日までの開園等日数(20日を超える場合は、20日)÷20日
- (2) 保育を受けた子ども(前号に掲げる子どもを除く。)
  - ア 月途中入園等 当月利用者負担額×月途中入園等日からの開園等日数(25日を超える場合は、25日)÷25日
  - イ 月途中退園等 当月利用者負担額×月途中退園等日の前日までの開園等日数(25日を超える場合は、25日)÷25日

(施設型給付費等)

第5条 条例第3条第2項に規定する規則で定めるところにより徴収する施設型給付費又は特例施設型給付費の額は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)の規定に準じて算定した額とする。

(延長保育料)

第6条 条例第4条に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(利用者負担額等の納期)

第7条 市長が徴収する利用者負担額等は、利用した都度又は市長が指定する期限までに納付しなければならない。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月28日規則第42号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**(平成28年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則 (平成28年9月30日規則第34号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成29年4月1日規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日規則第11号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月5日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

## 別表第1 (第3条関係)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世 帯の階層区分			利用者負担額(月額) (単位 円)		
第1階層	生活保護世	带等	0	0	
第2階層	第1階層	市町村民税非課税世	0	0	
	を除き、当	帯			
第3階層	該年度の	市町村民税均等割課	12, 000	11, 800	
	4月分か	税世帯及び市町村民			
	ら8月分	税所得割課税額			
	までの利	48,600円未満			
第4階層	用者負担	市町村民税所得割課	23, 000	22, 700	
	額の算定	税額97,000円未満			
第5—1階層	にあって	市町村民税所得割課	31, 000	30, 500	
	は前年度	税額139,500円未満			
第5-2階層	分の、当該	市町村民税所得割課	39, 000	38, 400	
	年度の 9	税額169,000円未満			
第6階層	月分から	市町村民税所得割課	45, 000	44, 300	
	3月分ま	税額301,000円未満			

第7階層	での利用	市町村民税所得割課	49, 500	48, 700
	者負担額	税額397,000円未満		
第8階層	の算定に	市町村民税所得割課	53, 900	53, 000
	あっては	税額397,000円以上		
	当該年度			
	分の市町			
	村民税の			
	額の区分			
	が右欄の			
	区分に該			
	当する世			
	帯			

## 備考

- 1 この表において「保育標準時間」とは、敦賀市保育の必要性の認定に関する条例施行規則 (平成26年敦賀市規則第28号)第4条第1号に規定する保育標準時間認定を、「保育短時間」 とは、同条第2号に規定する保育短時間認定をいう。別表第2において同じ。
- 2 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
- 3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者の世帯をいう。
- 4 この表における教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- 5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、

次に掲げる世帯(以下「要保護者等の世帯」という。)である場合には、5,500円(保育短時間にあっては、5,400円)とし、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層と認定された世帯であっても、市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合において、要保護者等の世帯であるときは、9,000円とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳 の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年厚生省発児第156号) に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規 定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- (3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者その他特に困窮していると市長が認めた世帯
- 6 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条に規定する特定被監護者等(以下「特定被監護者等」という。)が3人以上いる世帯で、保育が提供されている第3子以降の3歳未満児その他市長が別に定める子どもの利用者負担額については、0円とする。
- 7 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設 又は特定地域型保育事業を利用している場合(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に 規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないもの、同法第76条第2項に規定する特別 支援学校の幼稚部又は児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍し、 又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児 童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、最年長の子ど もから順に2人目(備考6の規定に該当する者を除く。以下同じ。)はこの表の利用者負担 額の欄に掲げる額(備考5の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)に2分の1を

乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とし、3人目以降については0円とする。

- 8 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満(備考5の規定に該当する場合は、77,101円未満)であるときにおけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等(小学校就学前子どものうち政令第14条に規定する負担額算定基準子ども以外の者を除く。)から順に2人目以降の者については、0円とする。
- 9 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は本表の規定を適用する。

別表第2 (第6条関係)

MAN CARD	17		
区分	時間帯		延長保育料 (単位 円)
			(単位 口)
保育標準時間	午前7時から午前7時29分までの間に登園し	日額	200
	た場合	月額	3,000
	午後6時31分から午後7時30分までの間に降	日額	200
	園した場合	月額	3,000
	午後7時31分から午後8時30分までの間に降	日額	400
	園した場合	月額	6,000
	午後8時31分から午後9時30分までの間に降	日額	600
	園した場合	月額	9,000
保育短時間	午前7時30分から午前8時29分までの間に登	日額	200
	園した場合	月額	2,000
	午後4時31分から午後5時30分までの間に降	日額	200
	園した場合	月額	2,000
	午後5時31分から午後6時30分までの間に降	日額	400
	園した場合	月額	4,000

## 備考

- 1 この表における保育標準時間の区分は、開所時間(午前7時30分から午後6時30分までの 11時間をいう。)を超えて保育を受ける場合に適用する。
- 2 この表における保育短時間の区分は、開所時間内の利用時間帯(午前8時30分から午後4

時30分まで)を超えて保育を受ける場合に適用する。

- 3 日々利用の場合は、日額を適用するものとする。
- 4 就労等やむを得ない理由により、利用日数が同一の時間帯において1月につき15日以上(保 育短時間の者は、同一の時間帯において1月につき10日以上) その他市長が特に必要と認め た場合は、備考3の規定にかかわらず月額を適用する。
- 5 この表が示す時間帯は、延長保育を行う施設が定める延長保育の終了時刻に影響を及ぼさない。
- 6 別表第1及び別表第2に掲げる生活保護世帯等に係る延長保育料については、0円とする。